

豊郷町立学校園の臨時休業の基準について

(令和8年6月)

1. 気象

当日の朝7時の時点で次のいずれかに該当する場合、臨時休業とします。

- ① 豊郷町に『レベル5・特別警報』が発表されている場合
- ② 豊郷町に『レベル4・危険警報』が発表されている場合
- ③ 豊郷町に『暴風を含む警報』が発表されている場合（暴風警報、暴風雪警報）

2. 地震災害・大雪等

次の場合、臨時休業することがあります。

- ① 地震災害等で学校施設の安全点検が必要な場合
- ② 河川氾濫・大雪等で通学路の安全が確保できない場合

3. 熱中症

前日午後2時に滋賀県に『熱中症特別警戒アラート（熱中症特別警戒情報）』が発表された場合、臨時休業とします。

4. 武力攻撃事態等

豊郷町を含む地域に『Jアラート（全国瞬時警報システム）』による情報伝達があった場合、臨時休業とします。ただし、当日の登園・登校、学校園での安全が確保できる場合は平常通り稼業します。

5. 感染症のまん延時

インフルエンザ等の感染症の流行により、教室内や校舎内で感染に広がりが見られるとき、学校医と相談の上、学級・学年・学校単位で臨時休業を行うことがあります。

6. その他の臨時休業

- ① 停電・断水・設備故障等で教育活動が困難な場合
- ② 不審者情報等で児童生徒の安全確保が困難な場合
- ③ その他、教育委員会または学校長が必要と認める場合

7. 臨時休業の連絡方法

- ① 結ネット配信
- ② 気象警報についてはテレビ・ラジオ等の防災情報をご確認ください。

※ 停電・通信障害等により学校からの連絡が遅れる場合があります。気象警報発表時等は、ご家庭でも安全確保を最優先にご判断ください。

豊郷町教育委員会事務局学校教育課
電話：0740-35-8131